

# JKOPAY 決済サービス規約

## 第1条 (規約の適用)

本規約は、SB ペイメントサービス株式会社 (以下「SBPS」といいます) が、「SBPS 決済サービス加盟店規約 (インバウンド用) (以下「加盟店規約」といいます) に基づき提供する本サービスのうち、JKOPAY (第2条 (用語の定義) で定義) を決済手段とするサービス (以下「JKOPAY 決済サービス」といいます) の利用を認められた加盟店に対し、適用されるものとします。

- 2 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、加盟店規約で使用する用語と同一の意味とします。
- 3 本規約は、加盟店規約の一部を構成するものであるため、本規約に記載のない事項は加盟店規約の各条項が適用されるものとします。
- 4 SBPS は、加盟店規約の定めに従い、本規約の内容を変更することができるものとします。

## 第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) JKOPAY	加盟店が、利用者の JKOPAY アカウントを指定し、QR コード(※)を利用して決済代金を決済するサービス
(2) 利用者	JKOPAY アカウントを所有している商品等の購入者
(3) JKOPAY アカウント	利用者が JKOPAY を利用するために決済会社から付与されるアカウント
(4) 決済会社	Jkopay Co., Ltd.
(5) JKOPAY アプリ	利用者が決済を行うために JKOPAY アカウント情報を示すバーコードまたは QR コードを読み取るアプリケーション

※ QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標をいいます。

## 第3条 (適用規約)

加盟店は、JKOPAY が別途定める規約類がある場合は、当該規約類に同意のうえ、JKOPAY 決済サービスを利用するものとします。

- 2 前項の規約類と、本規約および加盟店規約との間に齟齬が生じる場合、本規約および加盟店規約が優先して適用されるものとします。

## 第4条 (加盟店の義務)

加盟店は、JKOPAY を取り扱う店舗内外の利用者の見やすいところに JKOPAY が取扱い可能である旨の SBPS 所定の標識を掲示するものとします。具体的な掲示方法については、SBPS または JKOPAY の指示に従うものとします。

- 2 加盟店は、前項に定める標識および JKOPAY アプリを、本サービスを利用するためまたは本規約もしくは加盟店規約で定める用途以外の目的のために使用または解析をしてはならず、また第三者に使用等させてはならないものとします。
- 3 加盟店は、有効な JKOPAY アカウント情報を示すバーコードまたは QR コードを提示した利用者に対し、第6条 (取引の拒絶) に定める事由がないにもかかわらず取引を拒絶したり、現金客と異なる代金の請求をする等、利用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします

## 第5条 (JKOPAY 取引)

加盟店は、利用者が売買取引に基づいて加盟店に対して負担する債務 (以下「売買債務」といいます)

を利用者の JKOPAY アカウントからの減算によって支払う旨の契約の申し込みを行うときは、本規約、加盟店規約および規約類に従い、当該利用者とかかる内容の契約（以下「JKOPAY 取引」といいます）を締結するものとします。

- 2 JKOPAY 取引は、次項以下に定める手続きに従って JKOPAY アカウントからの引落とし確認を表す電文が JKOAY アプリに表示された時に成立するものとします。
- 3 加盟店は、利用者が JKOPAY 取引の申し出を行った場合、利用者の提示した JKOPAY アカウント情報を示すバーコードまたは QR コードを利用者自身に JKOPAY アプリにかざして読取らせ、または利用者より JKOPAY アカウント情報を示すバーコードまたは QR コードの引渡しを受けて自ら当該バーコードまたは QR コードを JKOPAY アプリに読取らせるものとします。
- 4 加盟店は、JKOPAY アプリに表示された売買債務の金額を利用者に確認させるものとします。
- 5 加盟店は、JKOPAY アカウントからの引落とし確認を表す電文が JKOPAY アプリに表示されたときは、JKOPAY 取引が締結されたものとして取扱うものとします。
- 6 加盟店は、JKOPAY 取引の記録を契約成立後 7 年間は保存しなければならないと、SBPS または決済会社から求めがある場合には閲覧させなければならないものとします。

#### 第 6 条（取引の拒絶）

加盟店は、次の場合には、利用者との間の JKOPAY 取引の締結を拒絶しなくてはならないものとします。

- (1) 利用者が明らかに偽造、変造または模造と判断されるバーコードまたは QR コードを提示した場合
  - (2) 利用者が JKOPAY アカウント名義人以外の者または不審者と判断される場合
  - (3) 利用者が預金の払い戻しによる現金の取得を目的として JKOPAY 取引の申し込みをした場合
- 2 加盟店は、前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、JOPAY アカウントの名義人、SBPS および決済会社に生じた損害を賠償するものとします。

#### 第 7 条（債権譲渡）

加盟店は、JKOPAY アカウントからの引落とし確認を表す電文が JKOPAY アプリに表示された時点をもって、直ちに利用者に対する売買取引に基づく債権を、SBPS に対し指名債権譲渡の方式により譲渡し、SBPS はこれを譲り受けるものとします。

- 2 SBPS は、本規約に基づき加盟店から譲り受けた売買取引に関する債権について、加盟店規約に定める事由のほか、決済会社からの通知、SBPS の調査または加盟店の調査その他の原因により、第三者の JKOPAY アカウントの不正生成、他人の JKOPAY アカウントの盗用などによる JKOPAY アカウントの不正利用が判明した場合、無条件で加盟店に対して債権買戻しの請求を行うことができるものとし、加盟店は直ちに買戻しを行うものとします。

#### 第 8 条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、あらかじめ SBPS の書面による承諾がなければ、本契約に基づいて生じる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

#### 第 9 条（損害賠償）

加盟店は、故意または過失により、SBPS 等に損害を与えたときは、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。

2020 年 3 月 2 日 制定

2020 年 7 月 1 日 改定

2021 年 4 月 1 日 改定